

乳児等通園支援事業の認可及び 利用定員の設定に関する意見聴取について

〇乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

こども誰でも通園制度

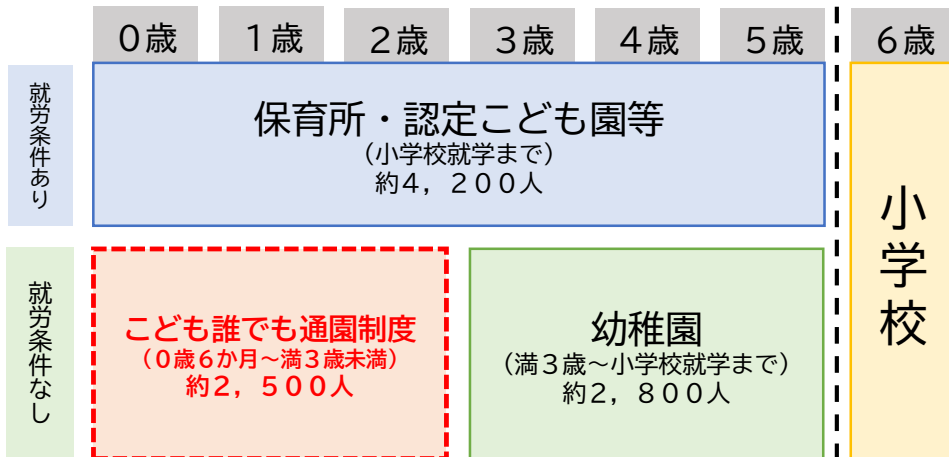
背景

- 全国の0～2歳児の約6割はいわゆる未就園児である中で、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、全てのこどもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化が課題に
- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「こども誰でも通園制度」を創設
- 令和8年4月から全国の市区町村で本格実施

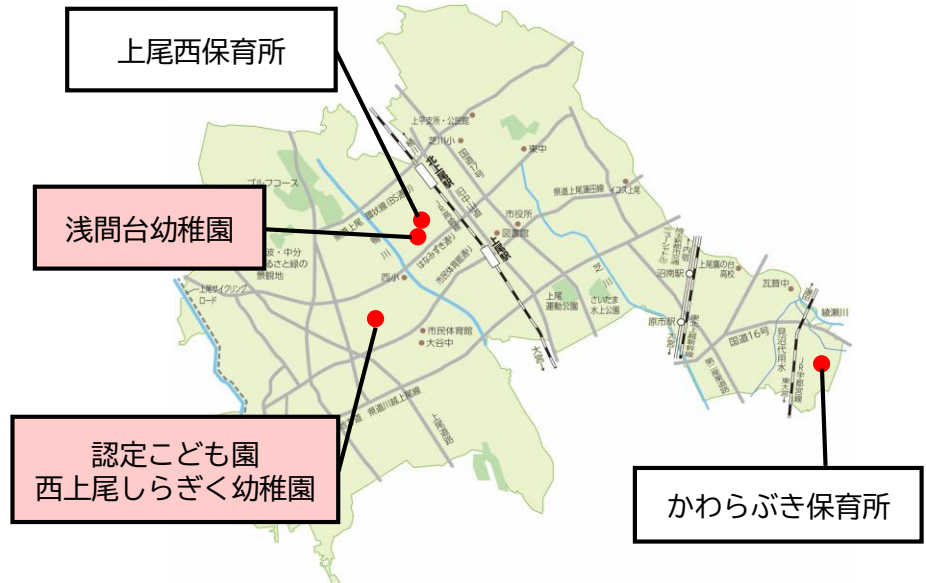
制度内容

- 対象者
0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこども
- 利用可能時間
こども1人あたり「月10時間」を上限
- 利用料（保護者負担）
こども一人あたり1時間300円を保護者より徴収 ※減免あり

対象イメージ



実施施設



令和8年度 特定乳児等通園支援事業所 利用定員の設定【新規】

○特定乳児等通園支援事業所

番号	運営法人等				特定乳児等通園支援事業所			利用定員	年齢別		
	名称	主たる事務所所在地	職名	氏名	名称	種類	設置の場所		0歳	1歳	2歳
1	学校法人嶋根学園	川口市2-7-35	理事長	嶋根 謙太	認定こども園 西上尾しらぎく幼稚園	幼保連携型 認定こども園	上尾市 今泉2-23-14	5	0	2	3
2	学校法人鈴木学園	上尾市弁財2-5-3	理事長	鈴木 茂	浅間台幼稚園	幼稚園	上尾市 弁財2-5-3	12	0	6	6